

浅口市観光協会バス旅行商品造成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 浅口市における観光客への認知度向上と観光振興を図るため、浅口市内の観光資源を活用したバス旅行商品を作成し、販売し、及び実施する旅行者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス旅行商品 貸切バスを利用した、浅口市内の観光施設等(体験・飲食施設を含む。)を行程に含む募集型企画旅行商品をいう。
- (2) 旅行者 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受け、同法第2条第1項の旅行業を営む者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、バス旅行商品を作成し、販売し、及び実施する旅行者とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすバス旅行商品を作成し、販売し、及び実施する事業とする。

- (1) 浅口市内の有料観光施設、食事施設又は買物施設のいずれか1箇所以上を行程に含むこと。ただし、買物施設を行程とする場合は、主催者が一括して同一又は類似の物を手配し、参加者にお土産として配布するものに限る。
- (2) 出発地が岡山県外であること。
- (3) 同一行程及び同一日程における催行決定時の参加人数(乗務員、添乗員及び参加費が無料の乳幼児を含まない。)が8名以上であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、実施したバス旅行商品のバス1台あたり2万円とし、1営業所につき6万円を上限とする。ただし、同一営業所内であっても、事業内容が異なる部署については別の営業所として取り扱う。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業企画書
- (2) ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料

- (3) 旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、申請した事業の内容を変更しようとするとき、又は申請した事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更(中止)申請書を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、申請した事業の完了後14日を経過した日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
 - (2) 有料観光施設、食事施設又は買物施設が発行する所定の観光施設等立ち寄り証明書
 - (3) 領収書等の支払が分かる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- (助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、所定の交付確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに所定の請求書により会長に助成金の交付を請求し、会長は、これに基づき助成金を支払うものとする。

(交付の取消し)

第12条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反したとき。
- (3) その他不正の行為があると認められたとき。

(助成金の返還)

第13条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を

命ずるものとする。

- 2 会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額をこえて助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。
(延滞金)

第14条 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本協会に納付しなければならない。

- 2 会長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(帳簿等の保存年限)

第15条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び証拠書類を当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月3日から施行する